



明治期における「処理」「処置」「処分」「処断」 の意味・用法に関する一考察

何, 芸芑

(Citation)

国文学研究ノート, 61:56-41

(Issue Date)

2022-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100476494>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476494>



明治期における「処理」「処置」「処分」「処断」の意味・用法に関する一考察

何 芸菫

1. はじめに

本稿は明治期における「処理」「処置」「処分」「処断」の意味・用法を明らかにすることを目的とする。現代語では「処理」「処置」「処分」「処断」は語義に共通点のある四語と言えるが、その使い分けが明確である。一方、明治初期に成立した辞書の記述により、「処理」「処置」「処分」「処断」は一層関連性の高い四語であることがうかがえる。

現代語では語義の分担がはっきりとしている漢語は、明治初期ではそうでもなかったものが多くある¹。明治以降は西洋から新しい文化や物事が急速に流入するなかで、日本語は語彙の面で特に激しい変化を遂げた（沖森 2017: 374）。語彙交流が盛んに行われるとともに、数多くの世相を反映する新漢語²が創られた。また、明治期の漢語流行であった背景には、漢語の意味の変化や拡大も見られ³、語義の面も揺れが大きいと考えられる。

本稿は明治という時期に絞って、「処理」「処置」「処分」「処断」の意味・用法を確認するため、まず当時の辞書における意味記述を概観する。そして、『日本語歴史コーパス』から抽出した用例を分析することによって、「処理」「処置」「処分」「処断」の意味・用法を把握することを試みる。

2. 先行研究

「処理」「処置」「処分」「処断」に関する先行研究はかなり少なく、その語義に焦点を当てて

-
- 1 浅野（2019: 214）で「発明」「発見」が挙げられており、その二語は現代語では意味の重なりが少ないが、明治初期の文献資料において類似した意味で用いられていたと指摘される。
 - 2 「新漢語」は数多くの先行研究で論じられており、初期の研究で鈴木（1978）をはじめ、翻訳語で創出された漢語を新漢語とされているが、ここで沈（1998）・孫（2015）を踏まえ、西洋文明を内包する新しい概念を受け入れる際に創られた漢語を「新漢語」とする。
 - 3 池上（1984:52）は明治期が漢語流行の一時期であったと述べている。松井（1990:336）では明治初期に漢語の使用が急速に広がる状況のもとで、「漢学を学習した者でもそれまでに使われた意味、漢文で使用されていた意味と違った意味で漢語を使用していることがある」という現象があると指摘される。

論じるものは管見の限りで見られなかった。『日本国語大辞書(第二版)』(以下『日国』と略す)の記述により、「処理」「処置」「処分」「処断」は漢籍に典拠のある語であり、近代以降も使用例が確認できるものであると考えられる。また、その四語は法学書・律令に典拠のある点で共通している。

佐藤(1983:165)では、西周訳『万国公法』(1868年)に用いられる二字漢語を取り上げる際、幕末・明治初期の国書に用例のある語として「処置」が挙げられている。「処分」は法令用語としての使用はより早く、『明治のことは辞典』の記述によると、小畑行簡が訓訳した『福恵全書』(1794-1875年)に遡れると考えられる。また、『万国公法』と同時期に成立した津田真道訳『泰西国法論』(1868年)においても「処分」が見られる(佐藤1983:357)。一方、「処理」「処断」に言及する資料が少ない。『日国』に挙がっていた用例からみると、「処理」の日本での初出は『明治21年4月25日法律第1号』の一部である「市制及町村制」(1888年)とされており、明治以前の用例が裏付けられなかったため、近代以降から盛んに使用されるようになった一語であろう。『日国』によると、「処断」はほかの三語より古く、その初出は『令義解』(718年)まで遡及できる。

3. 明治期の辞書における「処理」「処置」「処分」「処断」

その時期における「処理」「処置」「処分」「処断」の意味・用法を把握するにあたって、当時の辞書を参照するのは確実に基本的な方法であると考えられるため、本節では明治期の辞書における意味記述を確認する。明治期に漢語辞書のような小型辞書が盛んに編纂・刊行されており、それらの辞書は当時の人々がそれらの漢語をどのように理解していたかを示すものとされている⁴。故に、今回の調査対象に入れる辞書は当時一般庶民・学童向けに出版された漢語辞書とし、適宜に国語辞書も使用する。ここで、当時の29冊⁵の辞書を取り上げ、各辞書の刊行年代・意味記述⁶を表1に整理する。

4 飛田(1983:i)は、漢語辞書を含め、『和英語林集成』『言海』などのような明治期に上梓された辞書は、「当時の日本人と外国人とが、それらの言葉をどのように受けとめ理解していたかを如実に示している」のような存在であると述べている。

5 調査対象に入れた29冊の辞書は『明治のことは辞典』の「付録：引用辞書一覧」・松井((1997)の附表「近代漢語辞書一覧」を参考して選んだものであり、国立国会図書館デジタルコレクション・『明治漢語辞書大系』で閲覧できるものを優先的に取り上げる。また、辞書の選択にあたって、辞書の系譜的関連や編纂する際の相互影響などについては立ち入らないとする。

6 意味記述は引用した辞書の表記のままにするが、便宜上、漢字の字体は新字体に改める。そして、辞書が立項していない語に「×」を引き、語釈に「同上」「上二同ジ」などの表記を統一して「=○」と記入する。

表1. 明治期の辞書における「処理」「処置」「処分」「処断」の意味記述

辞書名	年代	処 理	処 置	処 分	処 断
『新令字解』	明 1	×	=「処分」	ハカラヒブリ	×
『御布令字引：日誌必用』	明 1	×	=「処分」	ハカラヒブリ	×
『漢語字類』	明 2	×	トリサバキ	=「処置」	×
『新撰字類』	明 3	×	とりさばき	はからひ	×
『漢語便覧』	明 3	×	トリサバキ	=「処置」	×
『新撰字解』	明 5	×	ハカラヒブリ	=「処置」	×
『大全漢語便解』	明 6	×	=「処分」	ハカラヒブリ	×
『漢語二重字引』	明 6	×	=「処分」	ハカラヒブリ	×
『大増補漢語解大全』	明 7	×	トリサバキ	=「処置」	×
『広益熟字典』	明 7	×	=「処分」	ハカラヒ	×
『漢語開化節用字集』	明 8	×	=「処分」	ハカラヒブリ	×
『大全漢語字彙：音画両引』	明 8	×	トリサバキ	=「処置」	×
『校正増補漢語字類』	明 9	×	トリサバキ	=「処置」	=「処置」
『音画漢語両引便覧』	明 10	×	トリサバキ	=「処置」	×
『漢語挿入新撰玉篇』	明 10	×	トリサバキ	=「処置」	×
『御布令新聞漢語必用文明いろは字引』	明 10	×	ハカラヒカタ	ハカラヒブリ	×
『必携熟字集』	明 12	×	ハカラヒ	ハカラヒ	サバキ
『環翠玉篇大成：韻字四声熟語訓解』	明 16	×	サバキ	ハカラヒブリ	×
『雅俗漢語字引大全』	明 18	×	=「処分」	キマリヨツケルコト	×
『漢語いろは字典』	明 20	×	ハカラヒカタ	ハカラヒブリ	×
『言海』	明 24	×	サダメオコナフコト。アツカヒ。ハカラヒ。	取計ラヒ扱フコト。	×
『日本大辞書』	明 26	サバク =裁決=処置	ハカラヒ。 アツカヒ。	取り計ラヒ	サバク（罪ヲ）
『日本新辞林』	明 30	しよぶんすること。さばくこと。 （裁決、処置）	はからひ。 あつかひ。	取り計ふこと。	罪をさばくこと。
『ことばの泉』	明 31	さばくこと。 処置。	定め。さばき。 ふりかた。	物事を取り極むること。とりはからひ。	罪をさばくこと。 裁断。
『新編熟語字典』	明 33	×	トリハカラヒ	トリハカラヒ トガメル	×
『漢語故諺熟語大辞林』	明 34	サバキヲサメマトメルコト	トリアツカヒ	トリサバキ	トリサバキ
『新編漢語辞林』	明 37	サバキ、 オサメル	トリアツヒ	サバク。 アツカフ。	サバキ

『早繰辞書』	明 37	×	トリアツカヒ	= 「処置」	×
『辞林』	明 40	事件又は事務を 裁断して、其始 末をつくるこ と。しよぶん、 とりはからひ、 処置。	はからひ。 あつかひ。 さばき。	①きむること。 ②とりはから ひ、さばき。処 置。③〔法〕特 定の場合に特定 の人に対して、 法規を適用する こと。	裁決すること。 さばくこと

明治期に成立した辞書で「処理」「処置」「処分」「処断」の意味記述を確認したところ、明治中期まで「処理」を立項する辞書が見られなかった。「処断」の場合は、『校正増補漢語字類』『必携熟字集』でそれぞれ「トリサバキ」「サバキ」と記載されているが、ほかの辞書でその語釈が確認できなかった。

それに対し、「処置」「処分」に関する記述が比較的に多く見られる。そのうち、明治初期からは「処置」「処分」の二語をまとめて語釈を与える辞書が多い。「処置」「処分」を同義語として扱う辞書は 18 冊あり、明治 18 年（1885 年）までに集中しているように見える。そのうち、『新令字解』『御布令字引：日誌必用』『新撰字解』『大全漢語便解』『漢語二重字引』『漢語開化節用字集』の 6 冊では、「処置」「処分」は「ハカラヒプリ」と記されており、『漢語字類』『新撰字類』『漢語便覧』『大増補漢語解大全』『大全漢語字彙：音画両引』『校正増補漢語字類』『音画漢語両引便覧』『漢語挿入新撰玉篇』の 8 冊はその二語を「トリサバキ」としている。そして、『広益熟字典』『必携熟字集』では「処置」「処分」は「ハカラヒ」、『雅俗漢語字引大全』では「キマリヨツケルコト」とされている。ほかには、「ハカラヒカタ」と記される辞書もあるが、明治中期までは「処理」「処置」をほぼ同義語として捉えていると言えるだろう。

明治中期になると、国語辞書の完成期⁷を迎えるとともに、その四語に関する詳しい意味記述が見えるようになった。まず、「処置」「処分」は依然として「ハカラヒ」「サバキ」といった意味で共通しているが、『言海』においては「処置」の語釈で「サダメオコナフコト」といった表現が出現したように見える。明治 30 年（1897 年）に上梓した『ことばの泉』においても「処置」の語釈で「定め」といった記述が見られることから、「処置」は「物事を落ち着かせる」の意を強調するように読み取れると思われる。また、明治前期において、辞書で立項されていない「処理」「処断」の意味記述も確認できるようになった。多くの辞書でその二語の語釈が「さばく」といった記述で重なっているが、「処断」は『日本新辞林』では「罪をさばく」、

7 前田（1995）は、『言海』や『日本大辞書』が揃う明治 25 年（1892 年）前後を国語辞書の完成期としている。

『ことばの泉』『辞林』では「裁断」「裁決」とされている点から、「処理」はあらゆる「物事の判断」の意で用いられているのに対し、「処断」は法令用語として使用されるのに留まっていると推測される。そして、『日本大辞書』『日本新辞林』『ことばの泉』『辞林』は「処理」を「処置」「処分」と並んで類義語として捉えており、その三語の関連性を示している。とりわけ、『辞林』で「処分」の語釈に「特定の場合に特定の人に対して、法規を適用すること」という記述があることから、「処分」は法律と関連して用いられつつ、さらに人に対して使える点でほかの三語と区別していると思われる。

以上の記述から、明治20年（1888年）までは各辞書資料では「処理」「処断」に関する記載が少なく、明治中期以降から「サバキ」といった語釈に対応しているように思われる。「処置」「処分」は関連性の高い二語であり、その時期にわたって「取り扱い」「さばき」といった意味で一貫している。全体的にみれば、「処分」「処断」の二語は法令用語として用いられるところが注目に値するが、当時の辞書資料において、「処理」「処置」「処分」「処断」の語釈は均質的であり、大きな相違が見られなかった。

一方、明治初期に刊行した漢語辞書は限られている紙幅で見出しの漢語に簡潔な語釈を施すのがほとんどで、語義が類似した漢語に同じ語釈を与えることを避けない記述態度を採っている⁸。また、語釈の与え方も各辞書の編集の目的によって異なっている⁹。そのような要因を含めて、辞書資料の記述が限られるところもあり、「処理」「処置」「処分」「処断」の意味・用法を確かめるならば、実際の用例を調査する必要がある。

4. 『日本語歴史コーパス』における「処理」「処置」「処分」「処断」

本節では、『日本語歴史コーパス CHJ』（データバージョン2020.03 中納言2.5.2）を用いて用例を抽出し、実際の用例を整理・分類することによって、明治期における「処理」「処置」「処分」「処断」の意味・用法を把握することを試みる¹⁰。検索する際、時代名を「6 明治」に指定し、短単位検索を行った。検索条件「キー 書字形出現形＝処理」によって得られた163例、検索条件「キー 書字形出現形＝処置」によって得られた287例、検索条件「キー 書字形出現形＝処分」によって得られた421例、検索条件「キー 書字形出現形＝処断」によって得られた13例を分析対象とした。

8 今野（2011）

9 今野（2017：250）

10 『日本語歴史コーパス』の用例を取り上げる際、用例中の旧字体は新字体に直す。用例番号は通し番号であり、下線は筆者によるものである。作者非記載の場合は、作者欄に「無署名」と記入する。

4.1 『日本語歴史コーパス』における「処理」

『日本語歴史コーパス』において、明治期における「処理」は 163 例ある。そのうち、「①物事を取り扱って決まりをつけること」の意味として捉えられる「処理」は 129 例ある。①の「処理」は明治期初期から用例が現れ、その時期にわたって最も使用される意味であると言える。例(1)において、当代の日本人はすべてのことを他人に頼らずに独立独行で対処すべきだと述べられており、「処理」の指す対象は「世の中の万事」である。

- (1) 其次に尤も著しい弊害は、独立で万事を処理するといふ精神が乏しい事であります。

(太陽：1901 日本人の悪癖 ハイカラ党員作)

それに対し、(2)～(11)のような「処理」が具体的な領域と結び付く用例も実在する。(2)～(4)では「処理」が当時「国内外の政事」に関わる文脈に使用されている。(2)は地方自治機関の設置に関する「政府の事前準備」を述べており、(3)は「下関条約」が締結された際、「ロシアの動き」について語るものである。(4)で政党の徳義が低落していく情勢のもとで、政府が「政治家の徳義」の向上を呼びかけることが書かれている。その 3 例において、「処理」は「公務」の扱いに使われており、また「ロシア」「国民」「政治家」のような集団の行動を指す点が注目に値すると思われる。

- (2) 露国は自由党内閣の時に、英国と有らゆる困難を構へたれば、ソールズベリー内閣代つて国政を処理したりとて、
(太陽：1895〔海外彙報〕無署名)

- (3) (一) 政務ヲ分担スベキ人民ハ必ず我権城内ノ事務ヲ会得処理スルノ能力ナカルベカラズ、
(国民之友：1888 市町村制度の実施は、政治運動の上に大いなる変化を及ぼす可し 無署名)

- (4) 否な殆んど全然公務を処理するの徳義を缺ぐといふも亦妨げず。

(太陽：1909 政治、外交蔽ふべからざる政界徳義の墮落 浅田江村作)

次の 3 例は、「処理」が「国の財政」・「経済活動」に関連する内容に用いられる可能性を提示する。(5)は「日清戦争」から生じた「経済の動揺」の解決策について述べるものであり、(6)はシベリア鉄道工事の実現にあたって、「ロシアの財政問題」の解決が問題となるとされている。(7)において、商人が不徳の行為を避けるべきという政府の要求が語られている。

- (5) 金融機関の発盛にして内には日本銀行等主として資金の運転調達に任じ、(中略)内外相応して能く経済社会を処理せしことは是れ其一なり。

(太陽：1895 日清戦争の経済上の観察 添田寿一作)

- (6) 大蔵大臣ウイシエネグラドスキー氏財政整理の大方針を立てて、世界市場に信用なき公債を処理し、紙幣の整理をなし、
(太陽：1895 一大外交 稲垣満次郎作)
- (7) 商業を做す人の道にあらざるなり、商売人にして只商業を処理す、何ぞ彼と一樣なるを得んや、
(太陽：1901 特別通信清商要訣 坂本菊吉作)

ほかには、「処理」が外交問題と結び付く用例も散見される。戦争が多発する時期にも繋がるかと考えられるが、(8) (9)のような「日清戦争」の原因となる「朝鮮問題」ないし戦争後の「対露問題」に関連する用例が多く見られる。一方、「処理」が法律に関わる文脈で用いられるのは少なく、4例が該当した。(10) (11)のように「犯罪」「法律事務」の扱いに使用する例が確認できたが、明らかに法令用語として捉えられるものが見当たらなかった。

- (8) 是れ豈当初現内閣が、清国と相提携して朝鮮問題を処理せんことを希望せし所以に非ず哉、
(太陽：1895 東邦革新 川崎三郎作)
- (9) されど日本が、利害の干繋大ならざる列国との協同以外に逸して、単独に露国と極東の処理を、此利害ある満州蒙古の地域に敢てざる方針を墨守し、
(太陽：1901 極東海上の司命者 国府犀東作)
- (10) 殊に社会の闇黒面と、罪惡の側とのみを多く処理する所の彼の司法官並に警察官の如きは、法律の能く社会を健全ならしむる能はざるを感じ、
(太陽：1901 〔宗教時評〕 荻野仲三郎作)
- (11) 斯の如く殖民事務を離れたる外交通商並に国際的關係の法律事務以上二局に於て之を分担処理し居り、
(太陽：1909 列国外交機関と我外務省 望月小太郎作)

以上の用例を含め、「処理」は幅広く領域に用いられており、「国・公的機関」の行動を指すのがほとんどであるが、次の3例では「処理」が「人間の日常生活」の使用に限定されていると思われる。(12) (13)は「縫い物」や「料理」などの「家事」の片付けを女子の美德として唱えており、(14)は夫婦の「お付き合い」について語るものである。それらの用例から、「公務・政務」のほか、「処理」が「個人事務」及び「人間の感情生活」にも使用されると観察できる。

- (12) 女子に最も必須なる裁縫は勿論、割烹等を実習せしめ優淑順良にして、家政を処理するに適し、
(女学雑誌：1894 学校、教育 無署名)
- (13) 庖厨の処理より以て洒掃の末に至るまで一切自ら先鋒と為りて切りまくる者は謂はゆる淑女中蓋し多からず、
(太陽：1895 教育些談 西村貞)

(14) 決して理屈一遍で事を処理してはならない。同情を有つて慰めねばならぬ。

(女学世界：1909 今日の婦人に必要なる智識の程度 牧野伸顕作)

次の(15)は当時の学風について述べる例である。僅か1例であるが、それは「処理」が「文学創作」に関する文脈で用いられる可能性を示唆する一例であろう。

(15) 世紀の冷酷なる文明に慊らではホメロス、(中略) 悠々高踏して天地別に人間に非るものを作れるは洵に『文学界』一派の諸子なりとす、物質と因果を以て一切を処理せんとする今日学風の大弊に背いて、
(太陽：1895〔文学〕無署名)

『日本語歴史コーパス』において、「②物に特定の作業を施すこと」の意味とされている「処理」は34例あり、「製造工程」ないし「工業生産」と関連する用例が圧倒的に多いように考えられる。(16)で過酸化水素や亜硫酸などでゼラチンを加工することが述べられている(17)のような合成語の形で用いられる用例も目につき、「処理法」「処理方法」が挙げられる。また、(18)で「処理」は「農業生産」まで使用されることがうかがえるだろう。

(16) 然るに近頃過酸化水素、亜硫酸等を以て、骨「ゼラチン」を処理するに就き久しき実験を行ひたる後、通常の指物用膠より簡便に良好なる糊質を製する一法を發見したるものあり。
(太陽：1901〔工業世界〕金子篤寿作)

(17) 第三に本法に於ては中間に水力蓄圧器を挟むを以て、総て固き木材類へ処理法を確實に行ふの目的に要する、
(太陽：1901〔工業世界〕金子篤寿作)

(18) 豫防の爲め来春に至り誘蛾灯を設け、又捨苗代を作り蛾の本田に移らざるに先ちて之を誘察すべし、備考、第二項の処理するをなすが爲めに、苗代を幅四尺、長さ適宜の短冊形に作るを要す、
(太陽：1901〔農業世界〕上野英三郎作)

4.2 『日本語歴史コーパス』における「処置」

『日本語歴史コーパス』で検索したところ、明治期における「処置」の用例は287例見られる。「①物事を取り扱って決まりをつけること」の意味と捉える例が最も多く、271例ある。(19)で明治政府の欧米諸国から先進の観念を輸入する意向が語られている。(20)は、新聞記者は国のために憚らずに切論すべきだという『日々新聞』の主筆記者の主張について述べる一文である。(21)は清国政府が青年運動や民論などに苦む状況に言及し、「処理」の指す対象は具体的な政策となる「言論束縛」「結社禁止」であるように思われる。その時期において、以上の3例のように、「処置」は国内外の公的機関の行動を指しつつ、政務・政略に関する内容と結び

付いて用いられる用例が圧倒的に多く、176 例に及ぶ。

- (19) 政事上なり社会上なりの処置に於て如何にも改進の趣意に叶ふ事が多きのみならず、
(国民之友：1887 現今の政事社会の抄録 末広鉄腸作)
- (20) 凡そ政府の政略処置たると民間の政説挙動たるとを問わず国家の為に社会の為に不利なり有害なりと認むることある時は敢て憚る所なく益々之を切論して、
(国民之友：1888 日報記者の新主義 無署名)
- (21) 陰暦十一月二十日二十一日の両度に言論束縛、結社禁止の厳令を下し、四十年七月八日の言路開通の上諭に矛盾せる処置を敢てせり。
(太陽：1909 世界之時局 清国の立憲問題 無署名)

「処置」が「国の外交」に関わる文脈に用いられるものとして次の2例が挙げられる。(22)では、ロシアに偏倚することにより、朝鮮は他国の憎悪を招く局面に陥ることが述べられており、「処置」は日本が取るべき「対策・判断」の意と読み取れると思われる。(23)は満州における鉄道線の経営および路線変更の問題について論じるものであり、日清交渉が行き詰まった現状のもとで、日本の「対応」は日清関係に大きな影響を与えると述べている。それに対し、(24) (25)のような経済活動に使用される「処置」は比較的に少ない。(24)は日清戦争から得た「償金」の扱いとされており、(25)では市場にある大量の滞貨をどのように「始末する」のかに苦しむ商人の姿が描かれている。

- (22) 朝鮮たるもの他列国と争ふこと能はざるは勿論なれども(中略)此場合に於て、我日本は如何に処置せんとする、
(太陽：1895 強い者と弱い者 関旭巖作)
- (23) 清国政府の安奉線改築問題に対する断然たる日本政府の処置は、日本対清国関係の将来に取りて重大なる意味を有するは勿論なり、
(太陽 1909：外人の日本観 安奉線改築問題 無署名)
- (24) 結局戦争に勝つて得たる償金は、商戦に敗して何時の間にか国外に流出し了らんのみ、此間の処置、殊に当局者の注意を要す、
(太陽：1895 〔商業〕 無署名)
- (25) 昨年中の貿易は八千参百万円程の輸入超過に加へ内国生産品も多く海外に売捌けず、真に商品市場に堆積し商人其処置に苦むの秋なり。
(太陽：1901 〔商業世界〕 祖山鍾三／佐野善作)

また、「処置」が「日本製糖汚職事件」・「申酉事件」のような社会事件にも使用されている。(26)は東京高等商業学校と文部省との「紛争事件」で岡田氏の対応について述べており、「処置」

の指す対象は相変わらず「事件」であると明示されているが、次の2例で「処置」は「事件」にとどまらず、「人間」の扱いにも使用されるように見える。(27)はハワイに起こった人種差別事件で「日本人女性」が遭遇した不平等な扱いについて論じており、(28)では学校教員が「学生」に施す不公平な扱いが述べられている。

- (26) 予は内部の複雑なる交渉顛末は三十七年以後は全く知らぬものであるから、それに付て文部省殊に岡田次官が如何なる処置を執つたものか一向分らないが、

(太陽：1909 高商問題を論ず 福田徳三作)

- (27) 実際には同じ船客中にて日本人と西洋人とを区別し殊に婦人に対する処置の如き感情に関する微妙なる問題にして、

(太陽：1901〔与論一斑〕無署名)

- (28) 学生に対する校長教員の処置に愛憎があり不公平があると考へて、騒動を起す事などが、折節新聞紙上などに見受けらる様である。

(太陽：1909 学校騒動の根本原因 高田早苗作)

次の(29) (30)において、「処置」は「政治界腐敗の官員」「怠惰な民衆」に使用されており、ここでの「処置」は「法律」といった基準で「制裁を加える」「処罰する」の意味が強いように思われる。

- (29) 思想の汚下なる人物は、(中略) 餘儀なく刑法の制裁に依て、先づ不十分ながら其明確なるものを処置するより外に仕方がない、

(太陽：1909 政界政界腐敗の真相 島田三郎作)

- (30) 車碎の刑は、(中略) 公衆の面前に於て之を執行す、数百年間斯の如き苛酷なる処置を採来れりと雖も、惰民究民の跡を断つに至らざるは何ぞや、

(太陽：1901 惰民の取締及び究民の保護 岡田三面子作)

①で「処置」を国の政務・経済活動や社会事件に使う用例が多く数えられるが、次の2例は「処置」が「個人事務」の扱いと結び付いて用いられるものとされている。(31)は家庭内における「継母と継子の関係」、(32)は「自分の事」について述べている。そのような用例は明治後期に集中しており、用例数もそれほど多くないとみられる。

- (31) 親族中に威望ある人とか、継母の良人とかが大勇断を以てこれを処置するにあらずば、

(女学雑誌：1895 継母と継子 (一) 橙軒居士作)

- (32) それに付いては僕も少からず心配をして居るのだが、全体矢野が少し變つて居るのに、

自分の事は自分で処置して誰にも相談をせんといふ風だから慥ういふ時に甚だ弱らせられる。
(太陽：1901 左巻(承前) 川上眉山作)

そして、①で「処置」は「臨機」「臨機応変」と共に用例が散見されており、13 例ある。これらの例において、「処置」は物事に「一時的な対応」「当面の扱い」を施す意に偏るのではないかと考えられる。

- (33) 人は変に臨みては臨機の処置なかるべからず、 (太陽：1909 牛門随筆 秋月天放作)
(34) ビルブローカーの事務は株式銀行の事務の如く一定の規矩準繩に従はず、常に臨機応変の処置に出づるを以て、 (太陽：1901 [商業世界] 祖山鍾三 / 佐野善作)

同一作者によるものが多いが、「②傷や病気の手当てをすること」の意味で使われる「処置」が明治中期以降から用例が増えており、『日本語歴史コーパス』で 16 例見られる。(35)は家庭内における肺病患者の療法、(36)は創傷の出血の治療について述べている。明治以前の用例が確認できなかったため、②は近代以降から広がっていく用法ではないかと考えられる。

- (35) 略ぼ左の順序で申上げます、一患者自身に対してはどう処置すべきや、
(太陽：1901 家庭と肺病 石原笠軒作)
(36) 創傷は一般に劇しく出血をするものであるから、狼狽して時期を失はぬ様注意するのが肝腎である、まづ処置の方法は大略左の如きものである。
(女学世界：1909 家庭衛生顧問 無署名)

4.3 『日本語歴史コーパス』における「処分」

『日本語歴史コーパス』で検索した結果、「処分」はほかの三語より用例数が多く、421 例ある。そのうち、「①取り扱いを決めて物事の決まりをつけること」の意味に相当するものが最も多く、284 例が該当する。(37)は教会の監督・制御権及び国民の信仰自由権について述べであり、ここで「処分」は「イギリス政府」の行動を指すと思われる。(38)では「選挙会」の期限切れ投票の扱い方が語られており、(39)は「幕府」の鎖港政策に言及している。そのような意味で用いられる「処分」は「国・公的機関」の行動を指しつつ、明治期にわたって幅広く範囲で用例が見出される。

- (37) 英国政府ノ処分ハ容忍ノ理ニ就テ好例ト為スニ足ル者ナリ、
(明六雑誌：1874 米国政教(一) 加藤弘之訳 / トムソン作)

- (38) 午前八時と云ふの期限を経過したるが為め該投票は無効に属すと処分する者あり、
(国民之友：1888 府県会規則を論ず (二) 宇川盛三郎作)
- (39) 幕府は最初宗教と貿易とを分離して処分せんと欲し、百計尽きて止むことを得ず、
(太陽：1909 井伊大老直弼を論ず 浮田和民作)

次の(40)は「償金」の扱いについて述べている。その続きとして、(41) (42)では当時の国際社会は「満州」「朝鮮」「台湾」の扱いに対して、色分けが鮮明であることが述べられている。「処分」が「日清戦争」「義和団の乱」による清国の領土割譲と関連して用いられている。このような用例は明治後期から数が増えており、より時勢が反映できる用法であると考えられる。

- (40) 清国償金の処分、昨年の北清事件に関し、(中略) 此内一個人の損害賠償に充つべきもの、二百五十万円ありと云へば、之を控除し、残る所の償金公債は如何に之を処分すべきか。
(太陽：1901 [政治時評] 坪谷水哉作)
- (41) 満州を争ふの時期は、已に去れり。満州を処分すべきは、今よりの時期也。
(太陽：1901 [政治時評] 国府犀東作)
- (42) 豫め列国公使の観心を収攬するは、少なくとも使命の主題たる朝鮮及び台湾の処分に就て、列国の善意的態度を誘致するの益ありと信じたるものの如し。
(太陽：1901 副島蒼海先生 無署名)

「処分」がより具体的な社会事件に用いられる用例も拾える。(43)は軍隊内の「虐待事件」を語っており、(44)は「マリア・ルス号事件」に関する日本政府の対応を述べるものである。また、(45)のような「処分」を造語成分とした合成語の使用も目立つと思われ、ほかの例として「処分方法」「処分法案」なども挙げられる。なお、①における用例を概観すれば、「処分」は「公務・社会事件」の扱いとして用いられる場合、「処理」と言い換えられる。しかし、「処理」のような「個人的な事柄」で使用される「処分」が見当たらなかった。

- (43) 次いで又大津第九連隊の虐待事件は目下頗る世人の注意を惹けり、当局宜しく厳査して処分せざるべからず、
(太陽：1901 [海内彙報] 無署名)
- (44) 自ら太政官に上請して、マリヤルス号の処分の全権を外務当局者に委任するの親裁を受け、
(太陽：1901 副島蒼海先生 無署名)
- (45) 未開原野処分法 開墾、牧畜、殖樹等に供せんとする土地は、無償にて貸付せる、
(太陽：1901 [農業世界] 上野英三郎作)

『日本語歴史コーパス』で、(46)～(52)のような「②規則・規約などを破った者に罰を加えること」の意味で使われる「処分」は 104 例ある。(46)で建言の名義で口論する者に法令によって罰を与えることが述べられており、(47)は校則違反の学生に退校させるとされている。次の(48)は重婚者を懲らすことを語っている。その 3 例において、「処分」は「処罰」と同様な意味として捉えられると見て取れる。また、例(49)～(51)で「処分」が「司法処分」「行政処分」「懲償処分」といった形で「具体的事実や行為」に使われている。このような法令用語として用いられる「処分」は明治初期には用例が少なかったとみられるが、明治中期に入ってから、その用例が徐々に増えていくように思われる。

(46) 右等ハ何等ノ名義ヲ用ルニ拘ラズ其違犯者ハ総テ十五年第五十八号布告ニ依リ処分スベシ。
(国民之友：1887 内務省令第二号 無署名)

(47) 若し之に違犯するものあらば遠慮なく退校或は相当の処分を施し、
(国民之友：1888 第一高等学校教頭の演説 無署名)

(48) 其重婚者は、法律によりて処分されたる以來、日々に益々窘逐せられて、
(太陽：1901 [与論一斑] 無署名)

(49) 又其の嫌疑者二十二名は既に捕縛して司法処分に附せり、 (太陽：1895 時事 無署名)

(50) 之れが為めに密売淫罰則の軽せられたる以つて知る可し、勿論此を行政処分に任ずる時は、其の取締に於ては、或は手落ちなく行き届くかも知られども、
(国民之友：1888 密売淫の取締 無署名)

(51) 民法商法等の法典備りて懲償処分若くは親属例等の必要去り綿密なる諸行政罰則出でて、
(太陽：1901 刑法改正非改正 岡田三面子作)

次のように、「処分」は「③物を適宜に始末すること」の意味で使われる用例は 33 例ある。(52)はパリ市政府の各部門の分担を示すものであり、(53)で質の劣る商品を贈物とする商店があると述べている。その 2 例で「処分」は「ごみ」「死体」「故障品」のような「不要な物」「余分な物」と結び付いて用いられる点が注目に値する。また、③においても「処分」の動作主は依然として政府・商社のような公的機関と集団であり、現代語のような「個人の行為」に相当する用例が見当たらなかった。個別の例ではあるが、(54)で清国が「八旗兵」を利用価値のない「不要物」とすることが描かれている。ここで、兵士である「人間」を始末する意までも読み取れるが、比喩的用法として捉えたほうが相応しいと思われる。

(52) 第二部 市府の健康 給水、街道の掃除、塵芥の処分、取扱、利用瓦斯并に電氣分の点火、死人の処分、事変に際する救助等は此部に属す。

(太陽：1895〔海外彙報〕無署名)

- (53) 且此贈物は顧客平素の買入高の多少に依り精密に優劣の等差を附するにあらるのみならず、予輩が聞くが如くんば、間々他に処分の道なき故障品も少なからざる由なるを以て、云はば廢物の利用とも称すべく、(太陽：1901〔商業世界〕佐野善作／水島鉄也作)
- (54) 之と同時に今の八旗兵は、不用物として処分せねばならぬこととなつて居り、今年は正に其善後処分を定むべき年に恰當して居る。(太陽：1909 清国多難の秋 竹越三又作)

4.4 『日本語歴史コーパス』における「処断」

『日本語歴史コーパス』で検索した結果、「処断」は13例見られる。すべて「物事を裁いて決まりをつけること」の意として捉えられると思われる。そのうち、(55)のように、「物事の判断」の意に偏るものは8例ある。(56)を含め、残りの5例で「処断」は「法律によって裁判する」の意味が強く、「処決」「処裁」と言い換えられると考えられる。

- (55) 記者は之れを以て国家当面の最喫緊事とし、当局の処断茲に出でんことを熱心に警告せざる能はず。(太陽：1909 政治、外交、教育界の現実暴露 浅田江村作)
- (56) 日本国内ニ於テ犯シタル犯罪ハ日本ノ法官日本ノ法律ニ從テ之ヲ問フコトヲ得ザルナリ、其犯人ハ外国ノ法官其国ノ法律ニ從テ処断スルコトナリ、
(国民之友：1887 日本条約改正を論ず (二) 上田充訳／キング・ニュートン)

5. おわりに

明治期の辞書では、「処理」「処置」「処分」「処断」は「はからい」「とりさばき」といった意味で一貫している。明治中期までは「処理」「処断」を立項する辞書が少なく、明治中期以降からはその二語を「さばく」の意と扱うものが多い。「処置」「処分」は明治前期の辞書で同義語として扱われており、「はからい」あるいは「とりさばき」と解釈されている。辞書の記述を見る限り、「処分」「処断」は法令用語として使われる傾向があるものの、その四語の語釈は均質的で明らかな意味分担が見られないと考えられる。

『日本語歴史コーパス』の用例からみると、「処理」「処置」「処分」「処断」は「物事を取り扱って決まりをつけること」の意味で相通じて用いられており、その点は辞書の記述と一致していると思われる。具体的にみれば、「処理」は「①物事を取り扱って決まりをつけること」「②物に特定の作業を施すこと」の意味を有している。①はその時期で多用される意味である。社会の重大な事件や国内外の政治、経済活動や外交などの様々な領域で国・公的機関の行動として用いられる用例が多いものの、日常生活で個人事務の扱いにも使われる点が目立つと思われる。法令用語としての使用が定かではないが、法律事務の扱いに用いられる例が存在している。②

は三語が持っていない用法であるが、その用例が多くはなかった。農業生産に使う例もあるが、製造工程ないし工業生産に関連するものがほとんどである。全体的にみれば、「処理」は「物事」の扱いに限定されており、人に対して使わない語であると見て取れる。

「処置」は「①物事を取り扱って決まりをつけること」「②傷や病気の手当てをすること」の意味として捉えられる。①は最も使用される意味で「処理」と同様に幅広い領域で用いられているが、政務の取り扱いに使われる用例が圧倒的に多いと観察できる。それに対し、個人事務での使用も見定めるが、用例数が少ない。そして、①で「処置」はより「一時的の扱い」の意を強調する点でほかの三語と区別しているのではないかと考えられる。②の用例が明治中期以降に集中しており、「処置」は「人の扱い」に使用できる点も注目される。その意味は明治以前の用例が確認できなかったため、その時期に現れて広がっていた用法であると思われる。

『日本語歴史コーパス』において、「処分」は「①物事を取り扱って決まりをつけること」「②罰を加えること」「③物事を適宜に始末すること」の意味を担っている。①の意味で「処置」と基本的に相通じているが、「処分」は公務の扱いに限られており、「処置」のように個人事務の扱いに使う用例が見当たらなかった。②は明治中期から使用が広がっていき、「処罰」と言い換えられると思われる。そして、「司法処分」「行政処分」のような法令用語として用いられる点も際立っている。③で「処分」は「不要な物」「余分な物」を始末する意で用いられているものの、現代語のような個人行為に使う用例がなかった。

「処断」は「物事を裁いて決まりをつけること」の意味に限定されており、用例数は前の三語より少ない。限られている用例からみれば、「処分」は広義的に「物事の判断」と理解できるが、そのうち、「法律」という基準で「物事を裁判する」の意を強調する用例もある。

以上のように、本稿では、明治期の辞書資料における「処理」「処置」「処分」「処断」の意味記述を確認した。そして、『日本語歴史コーパス』の用例を分析することによって、その時期におけるその四語の意味・用法を検討した。しかし、『日本語歴史コーパス』の用例は限られており、各用法においても個別の例が存在している。そのため、今後、調査資料の範囲を広げ、より多くの用例を精査する必要がある。

参考文献

- 浅野敏彦（2019）『近代のなかの漢語』和泉書院。
沖森卓也（2017）『日本語全史』ちくま新書。
池上碩造（1984）『漢語研究の構想』岩波書店。
今野真二（2011）『漢語辞書論攷』港の人。
今野真二（2017）「明治期の漢語理解」『国文学研究』170, 早稲田大学国文学会, pp.14-24.
佐藤亨（1983）『幕末・明治初期語彙の研究』桜楓社。

- 沈国威（1998）「新漢語研究に関する思考」『文林』32，神戸松蔭女子学院大学学術研究会，pp.37-61.
- 鈴木丹士郎（1986）「二字漢語の字順についての問題」佐藤喜代治編『国語論究1 語彙の研究』明治書院，pp.278-300.
- 孫建軍（2015）『近代日本語の起源：幕末明治初期につくられた新漢語』早稲田大学出版部.
- 前田富祺（1995）「漢語資料としての明治前期小型辞書」『国語語彙史の研究』12，和泉書院，pp.211-234.
- 松井利彦（1990）『近代漢語辞書の成立と展開』笠間書院.
- 松井利彦（1997）「近代漢語辞書の基準」『京都府立大学学術報人文・社会』49，京都府立大学学術報告委員会，pp.1-60.
- 松井栄一ほか（1997）『明治漢語辞書大系』大空社.
- 飛田良文・惣郷正明編（1986）『明治のことば辞典』東京堂.

使用資料

- 国立国語研究所（近藤明日子・間淵洋子・服部紀子・南雲千香子ほか）編（2020）『日本語歴史コーパス明治・大正編 I 雑誌』（短単位データ 1.2，中納言バージョン 2.5.2）
https://pj.ninjal.ac.jp/corpus_center/chj/meiji_taisho.html#zasshi（2021 年 9 月 30 日確認）
国立国会図書館デジタルコレクション：<https://dl.ndl.go.jp>

付記：本稿は、第 32 回神戸大学文学部国語国文学会研究発表会（2021 年 8 月 21 日、神戸大学にて開催）での発表内容を基にしたものである。席上、ご指導下さった方々にお礼申し上げる。